

農政水産部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン

令和 7 年 4 月

滋賀県 農政水産部

目次

1. 総合評価方式導入の背景と主旨	1
2. 総合評価方式の概要	1
2. 1 建設工事の発注方式の選定の考え方	1
3. 施工体制確認型実施要領	9
3. 1 趣旨	9
3. 2 評価点と評価値	9
3. 3 ヒアリング	9
3. 3. 1 ヒアリングの実施	9
3. 3. 2 ヒアリングの実施連絡	9
3. 3. 3 ヒアリングの出席者	9
3. 3. 4 追加書類の提示	9
3. 3. 5 「STEP 1 調査における判断基準」を満足しない場合	10
3. 4 追加書類	10
3. 4. 1 追加書類の提出	10
3. 4. 2 追加書類の提出を行わない場合	10
3. 4. 3 追加書類の取り扱い	10
3. 5 施工体制の評価および審査	11
3. 5. 1 施工体制の評価	11
3. 5. 2 施工体制評価点	11
3. 5. 3 審査方法	11
3. 6 その他	12
3. 6. 1 入札参加停止措置等	12
4. 総合評価タイプおよび評価項目	13
4. 1 総合評価のタイプ	13
4. 2 各評価項目と評価方針について	18
4. 2. 1 高度な技術提案	18
4. 2. 2 技術提案	18
4. 2. 3 企業の施工能力	22
4. 2. 4 技術者等の施工能力	25
4. 2. 5 企業の地域性・社会性	31
5. 評価項目設定(参考)【標準型】【簡易型】	38

1. 総合評価方式導入の背景と主旨

公共工事は豊かな国民生活の実現や安全・安心の確保、経済活動を支える基盤となる社会資本を整備するもので、現代に生きる私たち、そして未来の子や孫の世代に大変大きな影響を与えるものです。

しかしながら、公共工事に関しては、厳しい財政状況の中、公共工事の受注を巡って価格競争が激化し、ダンピング受注や工事中の事故の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念される状況にありました。

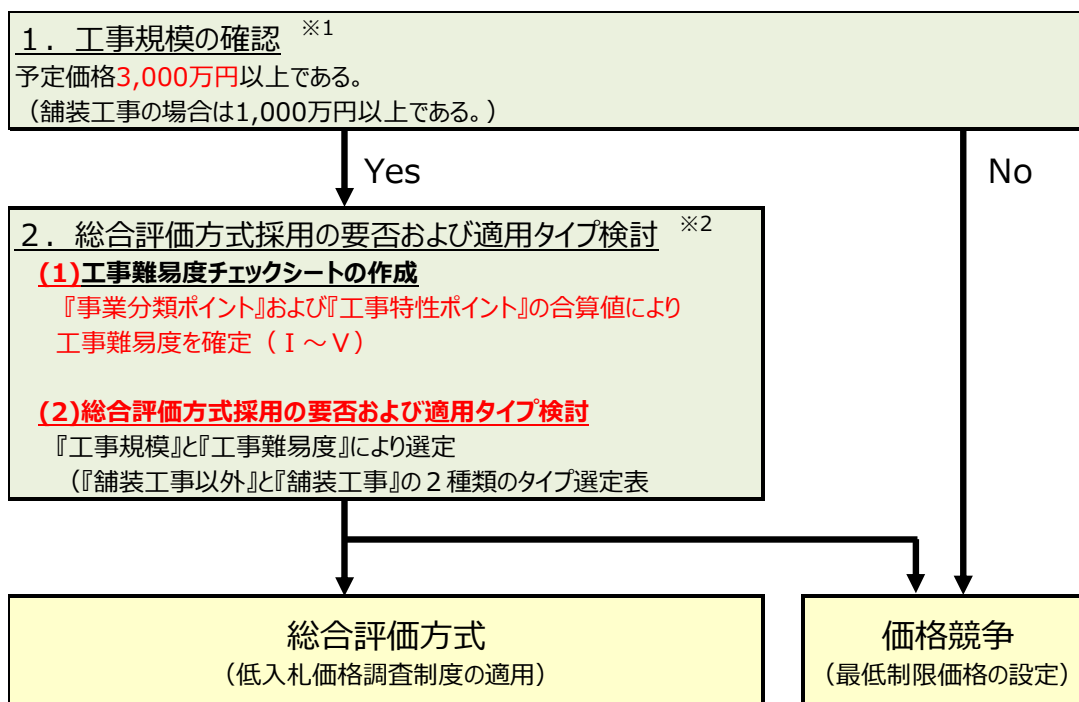
このような背景を踏まえ、平成 17 年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定され、総合評価方式の適用が公共工事の品質確保のための主要な取組として位置付けられました。さらに近年では、令和6年度に、担い手三法（品確法、建設業法、入契法）が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等の実現を目指すところです。

2. 総合評価方式の概要

2.1 建設工事の発注方式の選定の考え方

変更

建設工事の一般競争入札にあたっては、総合評価方式か価格競争方式のいずれかを選定することを基本とする。総合評価のタイプ選定については、図1 入札方式選定フローにより選定する。



- ※ 1 : 電気通信設備工事、機械設備工事などの特殊工事の扱いについては、上記のフローによらず、個別に総合評価方式の採用の要否、適用タイプを含めて検討することができる。
(例 : ダム管理設備工事、ダム用水門設備、雨量水位テレメータ工事、情報処理設備工事など)
- ※ 2 : 価格競争による入札の範囲であっても、必要と判断した場合は総合評価方式を採用できるものとする。
予定価格超過などによる再入札など、総合評価に適しない入札の場合は、個別に検討するものとする。

図1 入札方式選定フロー

(1) 工事難易度チェックシートの作成

変更

工事難易度は『事業分類ポイント』および『工事特性ポイント』による合算値で判定を行う。『事業分類ポイント』は表1事業分類ポイント表により、『工事特性ポイント』は図2 工事難易度チェックシートにより確認する。工事難易度チェックシートは工事毎で作成することとし、同一現場における工事単位で作成することとする。(合冊工事や本体工事附帯工事、点在工事など、発注者の都合により異なる現場を一つの工事で発注する場合は、主たる現場の工事により工事難易度を設定する。)

なお、工事難易度Ⅳ以上の判定がなされた場合は『滋賀県難工事指定制度実施要領』に基づき、遅滞なく事務手続きを行うものとする。

表1. 事業分類ポイント表(滋賀県農政水産部総合評価方式選定用)

事業分類			代表的な工事の区分 ※1	事業分類 ポイント
農業 農村 整備 事業	かんがい排水1	開水路	開水路、護岸、床止め、浚渫	0
			更新工事（開水路、護岸、床止め、浚渫、樋門、樋管、伏せ越し、揚排水機場、堰、水門）	0
		菅水路	菅水路、付帯構造物（農用区域内）	0
			更新工事（開水路、護岸、床止め、浚渫、樋門、樋管、伏せ越し、揚排水機場、堰、水門）	0
	かんがい排水2	開水路	樋門、樋管、伏せ越し、揚排水機場	2
			堰、水門	2
		菅水路	菅水路、付帯構造物（農用区域外）	2
	基盤整備	基盤整備	区画整理、用排水路、農道、暗渠排水	0
	農道整備1	農道整備事業	路体～舗装	0
	農道整備2	農道整備事業	橋梁上部工、橋梁下部工	2
	農地防災1	用排水路	堤防、護岸、床止め、浚渫	0
		水質保全、浄化池	基盤整備、植栽、施設整備	0
		水質保全、浄化池	更新工事（基盤整備、植栽、施設整備）	0
	農地防災2	用排水路	電気設備（樋門、揚排水機場、堰）	2
		地すべり	斜面对策	2
		ため池	堤体工（堤高H= 1.5 m未満）	2
			取水設備（機械設備、電気設備）	2
	農地防災3	ため池	堤体工（堤高H= 1.5 m以上）	4
	農村総合整備事業	農村総合整備事業	用排水路、農道等	0
	獣害防止柵	獣害防止柵		0
	電気・機械設備 1	電気設備	更新工事（遠方監視設備、揚排水機場、堰）	0
		機械設備	ゴム引き布製起伏堰ゲート、除塵設備	0
			更新工事（ゴム引き布製起伏堰ゲート、除塵設備、水門ゲート、遠方監視設備、河川浄化、用排水ポンプ設備、堰ゲート）	0
		用排水路 機械設備	樋門、樋管ゲート、ゴム引き布製起伏堰ゲート、除塵設備	0
	電気・機械設備 2	電気設備	遠方監視設備、揚排水機場、堰	2
		機械設備	水門ゲート、遠方監視設備、河川浄化	2
			用排水ポンプ設備、堰ゲート	2
		用排水路 電気設備	樋門、揚排水機場、堰	2

※1 上記は代表的な工事（工種）の区分であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主管課と協議を行う。

※2 工事毎に「工事難易度チェックシート」により内容を精査し、当工事の難易度ランクを確定する。

表1 事業分類ポイント表(滋賀県土木交通部)

事業分類		代表的な工事の区分 ※1	事業分類 ポイント
土木 工事	道路 1	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報盤やトンネル設備等も含む。）設置工事、法面工事（含、現場吹付法枠工）、橋梁修繕工事、その他一般的な道路改築工事や道路維持補修工事	0
	道路 2	アンカー（ロックボルト・グラウト・アンカーで、仮設アンカーを除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、大規模な補修補強工事※2（橋梁耐震・橋梁T25対応・鋼橋塗装を含む。）など	2
	道路 3	トンネル工事（トンネル本体工事）など	4
	砂防 1	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、溪流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
	砂防 2	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事（アンカー工、地山補強土工など）	2
	河川 1	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	0
	河川 2	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など	2
	河川 3	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）など	4
	公園	一般的な公園工事（基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など）	0
建築 工事	建築 1	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）	0
	建築 2	特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）	2
	建築設備 1 （電気・機械）	一般的な工事（「建築 1」同等の工事）に附帯する設備工事	0
	建築設備 2 （電気・機械）	特殊な工事（「建築 2」同等の工事）に附帯する設備工事	2

※ 1 上記は代表的な工事（工種）の区分であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主管課と協議を行う。

※ 2 大規模な橋梁補修補強工事のうち橋梁補修工事については、一定規模（予定価格 3 億円以上、工期 1 年以上のいずれかを満たす）を目安に、工事内容、現場条件等を適正に検討の上、選定する。

図 2-1（工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜土木工事用＞）） 参考

工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜土木工事用＞）																																	
事業分類 農道整備2		工事番号名 令和〇年度 第〇号 〇〇〇〇工事	工事場所																														
工事概要			工事規模	土木 1.4億円～2億円																													
1. 工事事目的物の規模・形状・構造等の難易度について																																	
☐ ①対象構造物の形状が通常とは異なる、または形状が一定でなく複雑であるため、特に作業員の技能が求められる工事																																	
☐ ②鉄筋コンクリート構造物の施工を含む工事（※現場打ちのボックスカット、擁壁、水路など（小規模を除く。）を対象とし、橋梁上下部工は除く。）																																	
☐ ③その他、工事事目的物の規模・形状・構造等を勘案し、難易度が高いと考えられる工事 （③の具体的な内容： ）																																	
2. 工事内容の技術特性の難易度について																																	
☐ ①既設構造物の加工等を行う必要がある工事（※既設構造物の補強や部分撤去などをする必要のある工事）																																	
☐ ②特に危険な作業を伴う工事（※通常の作業に比べて危険な作業を伴うと考えられる工事。仮設工も含む。）																																	
☐ ③NETIS等の新工法・新技術を採用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、採用実績がありませんなものを対象）																																	
☐ ④特殊な機械や材料を使用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、使用実績がありませんなものを対象）																																	
☒ ⑤軟弱地盤対策工や基礎杭工を施工する工事（※一般的なPC、PHC杭工を除く。）																																	
☐ ⑥大規模な工事用道路等の仮設工（指定仮設）を施工し、適切な維持管理に特に配慮する必要がある工事																																	
☐ ⑦特に綿密な工程管理を要する工事（※完成供用日等が決まっており、必ず竣工をさせる必要がある工事など）																																	
☐ ⑧その他、工事内容の技術特性が通常発注している同種工事と異なり、施工が難しいと考えられる工事 （⑧の具体的な内容： ）（※被災箇所のため、2次災害の恐れ等があり、安全対策や施工方法に配慮が必要と考えられる工事など）																																	
3. 工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について																																	
☐ ①地下水位が高く多量の湧水が予想される工事や、それに対し何らかの対策を指定仮設で計上している工事（※ただし、下記3②を除く）																																	
☐ ②河川、湖沼内で矢板等による締切仮設や大規模な瀬替えを行う工事（※頻繁な切替えが発生する場合は更に考慮する。）																																	
☐ ③工事を進めるにあたり、現場や工事用進入路で除雪等の作業が頻繁に必要と考えられる工事																																	
☐ ④施工ヤードに制約をうける工事（※施工ヤードが急峻または狭隘、或いは地下・架空に支障物等があるため、標準作業量に比べて作業量が低下すると考えられる工事）																																	
☒ ⑤作業時に現道交通を大幅に規制する必要がある工事（※通行止め、規制範囲を変化させながらの連続作業、信号のある交差点内の規制などを対象とし、これらが複合する規制を伴う工事は更に考慮する。）																																	
☐ ⑥現道を片側通行規制し、夜間もその状態で交通開放する工事（※長期にわたり通行規制を行い、休業中もその状態で交通開放する工事を対象）																																	
☐ ⑦生物環境（特に貴重動植物）に配慮しながら作業を進める必要がある工事																																	
☐ ⑧下流域に漁場等があり、濁水発生等に特に配慮する必要がある工事																																	
☐ ⑨施工箇所の近隣住戸等に対し、工事に起因する騒音・振動・粉塵等に特に配慮する必要があると考えられる工事																																	
☐ ⑩その他、工事を進める上で特に現場作業上の制約等を受ける自然環境・社会条件等があり、施工が難しいと考えられる工事 （⑩の具体的な内容： ）（※被災箇所のため、進入や施工に制限があり、近隣住戸に特別な配慮が必要と考えられる工事など）																																	
4. 工事を進める上での関係機関協議等に関する難易度について																																	
☐ ①工事を進めるにあたり、通常の工事以上に関係機関等（官公庁、地元自治会、占所有者、水利組合など）と協議調整を密に行う必要があると考えられる工事 （①の具体的な内容： ）																																	
☐ ②工事実施にあたり法令許可等が必要であり、許可内容等で施工条件の制約を受けている工事（※道路交通法に基づく「道路使用許可」は除く。） （②の具体的な内容： ）																																	
☐ ③その他、工事を円滑に進める上で関係機関等（他工事施工者も含む。）との円滑な協議調整が必要不可欠であり、十分な配慮と協議調整が必要であると考えられる工事 （③の具体的な内容： ）																																	
<table><thead><tr><th colspan="4">工事難易度の説明</th></tr><tr><th>工事難易度</th><th>ポイント数</th><th colspan="2">レベル</th></tr></thead><tbody><tr><td>I</td><td>0～2ポイント</td><td colspan="2">基本</td></tr><tr><td>II</td><td>3～4ポイント</td><td colspan="2">やや難</td></tr><tr><td>III</td><td>5～6ポイント</td><td colspan="2">難</td></tr><tr><td>IV</td><td>7～8ポイント</td><td colspan="2">特に難</td></tr><tr><td>V</td><td>9ポイント～</td><td colspan="2">極めて難</td></tr></tbody></table>						工事難易度の説明				工事難易度	ポイント数	レベル		I	0～2ポイント	基本		II	3～4ポイント	やや難		III	5～6ポイント	難		IV	7～8ポイント	特に難		V	9ポイント～	極めて難	
工事難易度の説明																																	
工事難易度	ポイント数	レベル																															
I	0～2ポイント	基本																															
II	3～4ポイント	やや難																															
III	5～6ポイント	難																															
IV	7～8ポイント	特に難																															
V	9ポイント～	極めて難																															
<table><thead><tr><th>評価結果</th><th>事業分類P</th><th></th><th>工事特性P</th><th></th><th>小計</th><th>工事難易度</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>2</td><td>+</td><td>4</td><td>=</td><td>6</td><td>Ⅲ</td></tr></tbody></table>						評価結果	事業分類P		工事特性P		小計	工事難易度		2	+	4	=	6	Ⅲ														
評価結果	事業分類P		工事特性P		小計	工事難易度																											
	2	+	4	=	6	Ⅲ																											
<table><tbody><tr><td>総合評価の採否、および適用タイプ等</td><td>特別簡易Ⅰ型A</td></tr></tbody></table>						総合評価の採否、および適用タイプ等	特別簡易Ⅰ型A																										
総合評価の採否、および適用タイプ等	特別簡易Ⅰ型A																																

図 2-2（工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜電気・機械設備用＞）） 参考

工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜電気・機械設備用＞）

事業分類	代表的な工事の区分	工事番号名	工事場所																		
電気・機械設備 2	更新工事（遠方監視設備、揚排水機場、堰）																				
工事概要	工事規模		土木 8,000万円～1.4億円																		
1. 工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について ☒ ①各社により機器の構造等が違い特色が出せる工事である。 ☐ ②各社により今後の維持管理面で違いが出せる工事である。 ☐ ③その他、工事目的物の規模・形状・構造等を勘案し、難易度が高いと考えられる工事である。 (③の具体的な内容：) 2. 工事内容の技術特性の難易度について ☐ ①稼働中の施設を全部又は相当部分を停止するなど、限られた時間内に行う必要があり特に綿密な工程管理を要する工事 ☒ ②特殊な技術を採用する工事 ☐ ③特に危険な作業を伴う工事（※通常の作業に比べて危険な作業を伴うと考えられる工事。仮設工も含む。） ☐ ④運転中の既存設備の運転管理に特に配慮する必要がある工事 ☒ ⑤その他、工事内容の技術特性が通常発注している同種工事と異なり、施工が難しいと考えられる工事 (⑤の具体的な内容：) 3. 工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について ☐ ①作業スペース等が制約され、特に施工が難しい工事 ☒ ②上空や地中など近接して障害物が、特に施工が難しい工事 ☐ ③騒音、振動、水質汚濁等に対して特別な配慮が必要な工事 ☐ ④その他、工事を進める上で特に現場作業上の制約等を受ける自然環境・社会条件等があり、施工が難しいと考えられる工事 (④の具体的な内容：) 4. 工事を進める上での関係機関協議等に関する難易度について ☐ ①工事実施にあたり法令許可等が必要であり、許可内容等で施工条件の制約を受けている工事 ☐ ②その他、工事を円滑に進める上で関係機関等（他工事施工者も含む。）との円滑な協議調整が必要不可欠であり、十分な配慮と協議調整が必要であると考えられる工事 (②の具体的な内容：) 工事難易度の説明 <table><tr><td>工事難易度</td><td>ポイント数</td><td>レベル</td></tr><tr><td>I</td><td>0～2ポイント</td><td>基本</td></tr><tr><td>II</td><td>3～4ポイント</td><td>やや難</td></tr><tr><td>III</td><td>5～6ポイント</td><td>難</td></tr><tr><td>IV</td><td>7～8ポイント</td><td>特に難</td></tr><tr><td>V</td><td>9ポイント～</td><td>極めて難</td></tr></table> 評価結果 事業分類P 2 + 工事特性P 7 = 小計 9 工事難易度 V 総合評価の採否、および適用タイプ等 特別簡易Ⅱ型A				工事難易度	ポイント数	レベル	I	0～2ポイント	基本	II	3～4ポイント	やや難	III	5～6ポイント	難	IV	7～8ポイント	特に難	V	9ポイント～	極めて難
工事難易度	ポイント数	レベル																			
I	0～2ポイント	基本																			
II	3～4ポイント	やや難																			
III	5～6ポイント	難																			
IV	7～8ポイント	特に難																			
V	9ポイント～	極めて難																			

(2) 総合評価方式採用の要否および適用タイプ検討

変更

総合評価方式採用の要否および総合評価のタイプは工事規模および工事難易度により図3-1、図3-2により選定する。

令和7年度 総合評価方式(舗装工事以外)の適用タイプ選定表

(工事規模)

27.2億円 以上		WTO標準型			高度技術 提案型
10億円 以上			標準型		
5億円 以上	簡易型				
3億円 以上		簡易型			
2億円 以上			簡易型		
1.4億円 以上	※1	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 I型A・B		
8千万円 以上		(価格競争選択可)			
3千万円 以上	※2	価格競争			
	I 基本	II やや難	III 難	IV 特に難	V 極めて難
	(工事難易度)				

◎入札参加者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業が参加できる場合はBタイプを選択する。

◎電気通信設備工事、機械設備工事等の特殊工事の扱いについては、上記表によらず、個別に総合評価方式の採用の要否、適用タイプを含めて検討することができる。

(例：ダム管理設備工事、ダム用水門設備、雨量水位テレメータ工事、情報処理設備工事など)

※1：青点線枠で示す範囲は、価格競争を採用できる。

※2：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※3：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

図3-1(タイプ選定表(舗装工事以外))

令和7年度 総合評価方式(舗装工事)の適用タイプ選定表

(工事規模)

27.2億円 以上		WTO標準型			高度技術 提案型
5億円 以上				標準型	
3億円 以上		簡易型			
2億円 以上			簡易型		
5千万円 以上	特別簡易型 Ⅱ型A・B		特別簡易型 Ⅰ型A・B		
3千万円 以上	※1 特別簡易型 Ⅱ型A (価格競争 選択可)		特別簡易型 Ⅰ型A		
1千万円 以上	※2	価格競争			
	I 基本	Ⅱ やや難	Ⅲ 難	Ⅳ 特に難	V 極めて難

(工事難易度)

◎入札参加者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業が参加できる場合はBタイプを選択する。

◎Bタイプ選定にあたっては、入札参加資格要件と十分調整したうえで決定する。5千万円未満はAタイプとする。

※1：青点線枠で示す範囲は、価格競争を採用できる。

※2：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※3：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

図3-2(タイプ選定表(舗装工事))

3. 施工体制確認型実施要領

3. 1 趣旨

総合評価落札方式を実施するに当たって、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を審査、評価するものである。

3. 2 評価点と評価値

- 技術評価点＝標準点＋施工体制評価点＋加算点
- 評価値＝技術評価点÷入札価格×1億

標準点 : 100点(固定)

施工体制評価点: 30点 【内訳】施工体制確保の確実性に関する項目: 15点

品質確保の実効性に関する項目 : 15点

加算点 : 総合評価のタイプ毎に設定(「4. 総合評価タイプおよび評価項目」による)

3. 3 ヒアリング

3. 3. 1 ヒアリングの実施

失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、その申し込みにかかる価格が調査基準価格以上で入札した者(「3. 2 評価点と評価値」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。)については、ヒアリングを実施しないことができる。調査基準価格に満たない者のうち、「調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の応札者のうち評価値最高者を下回る評価値の者」について、ヒアリングを実施しないことができる。

3. 3. 2 ヒアリングの実施連絡

ヒアリングを受ける者(以下、ヒアリング対象者という)に対し、追加書類の提出(「3. 4 追加書類」参照)を求めるものとする。ヒアリングの日時および場所等については別途連絡する。

ヒアリング対象者である旨の連絡および追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとする。

3. 3. 3 ヒアリングの出席者

ヒアリングに当たってヒアリングの出席者は、「配置予定の主任技術者および監理技術者(特例監理技術者を含む)」(以下、「配置予定技術者」という。)および現場代理人を必ず含め、3名以内とする。(共同企業体においては代表構成員の配置予定技術者とする。)

3. 3. 4 追加書類の提示

ヒアリング対象者は、ヒアリングの際に、「3. 4 追加書類」で規定する追加書類のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。また、ヒアリング対象者は、ヒアリングに当たっては、「3. 4 追加書類」により提出された追加書類に基づかない説明をすることができない。

3. 3. 5 「STEP1調査における判断基準」を満足しない場合

調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要領に定める「STEP1調査」において「STEP1調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、上記の規定にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。この場合、入札執行者は、その者に係る入札を失格とすることができる。

3. 4 追加書類

3. 4. 1 追加書類の提出

ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、次に掲げる追加書類（以下、追加書類とする）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して3日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要な全ての資料を提出するものとする。

【低入札価格調査実施要領に定める様式】

※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

- (1) 下請予定業者等一覧表（工事様式3）
- (2) 配置予定技術者名簿（工事様式4）
- (3) 資材購入予定先一覧（工事様式7-2）
- (4) 機械リース元一覧（工事様式8-2）
- (5) 労務者の確保計画（工事様式9-1）
- (6) 工種別労務者配置計画（工事様式9-2）
- (7) 建設副産物の搬出地（工事様式10）
- (8) 建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11）
- (9) 品質管理のための人員体制（工事様式12-1）
- (10) 品質管理計画書（工事様式12-2）
- (11) 出来型管理計画書（工事様式12-3）
- (12) 安全衛生教育等（工事様式13-1）
- (13) 点検計画（工事様式13-2）
- (14) 施工体制台帳（工事様式14）

3. 4. 2 追加書類の提出を行わない場合

ヒアリング対象者は、3. 4. 1で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「（様式）施工体制確認型（履行確実性）追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

3. 4. 3 追加書類の取り扱い

ヒアリング対象者は、追加書類を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができず、追加書類の返却および公表は、原則として行わない。なお、追加書類の作成等にかかる費用は、ヒアリング対象者の負担とする。

3.5 施工体制の評価および審査

3.5.1 施工体制の評価

入札執行者は、「積算内訳書」ならびに「入札説明書（別紙－１）において求める資料」、「追加書類」および「ヒアリングの結果」等により審査を行い、「施工体制の確保の確実性」および「品質確保の実効性」について評価するものとする。

3.5.2 施工体制評価点

評価の配点は以下の表2「施工体制（施工体制評価点）」のとおりとする。

表2 施工体制（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工体制 （施工体制評価点）	施工体制確保の確実性 【15点】	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性 【15点】	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 （施工体制評価点）	30点満点			

3.5.3 審査方法

審査方法は以下のとおりである。

（1）施工体制確保の確実性

- ・入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（工事様式3）、施工体制台帳（工事様式14））
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築

されると認められるか(資材購入予定先一覧(工事様式7-2)、機械リース元一覧(工事様式8-2)、労務者の確保計画(工事様式9-1)、工種別労務者配置計画(工事様式9-2))

③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか(配置予定技術者名簿(工事様式4))

(2) 品質確保の実効性

- ・入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか(建設副産物の搬出地(工事様式10)、建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書(工事様式11))
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか(安全衛生教育等(工事様式13-1)、点検計画(工事様式13-2))
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか(品質管理のための人員体制(工事様式12-1)、品質管理計画書(工事様式12-2)、出来型管理計画書(工事様式12-3))

3.6 その他

3.6.1 入札参加停止措置等

ヒアリング対象者が、追加書類の全部もしくは一部を提出しない場合(3.4.2で規定する申し出を行っている場合を除く)、提出した追加書類に不備がある場合またはヒアリングに応じない場合は、直ちに履行不能と判断し、悪質なものについては、当該ヒアリング対象者に対し、入札参加停止措置等をとる場合がある。

4. 総合評価タイプおよび評価項目

4.1 総合評価のタイプ

(1) 高度技術提案型(県内外関係なし)

○加算点 40 ～ 50 点

○技術提案：企業能力等＝40～50点：0点

○高度な技術提案を評価項目とする。(内容および配点については個別で設定する。)

○技術提案内容を参考に予定価格を算出する。

○原則として、技術提案内容に対しヒアリングを実施する。

評価の視点	評価項目	配点
高度な技術提案	総合コスト	40 ～ 50
	性能・機能	
	社会的要請	
計		40 ～ 50

(2) WTO標準型(県内外関係なし)

○加算点 40 ～ 50 点

○技術提案：企業能力等＝40～50点：0点

○技術提案を評価項目とする。(内容および配点については個別で設定する。)

評価の視点	評価項目	配点
技術提案	施工管理	40 ～ 50
	目的物の品質	
	施工上の課題	
計		40 ～ 50

(3) 標準型(県内外関係なし) ≪地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定(参考)」参照≫

○加算点 31.0 ～ 41.0 点

○技術提案：企業能力等＝24点：7.5～17.5点

○技術提案内容および配点については個別に設定する。

変更

評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から3つ～4つの着目点を設定	24
企業の施工能力	企業の実績	2【選択】
	主観点数（工事成績等）	3【選択】
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1
	配置予定技術者等の実績	1
	技能者の資格	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1【選択】
	建災防への加入および活動実績	0.5【選択】
	県内営業所の有無 ※1	3
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		31.0 ～ 41.0

※1 入札参加資格が県内業者のみの工事においても配点の均衡を図るため設定する。

(4) 簡易型(県内外関係なし) ≪地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定(参考)」参照≫

○加算点:8.0 ～ 21.0 点（技術提案:企業能力等＝4点：4.5～17.5点）

変更

評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中からいずれか1つの着目点を設定	4
企業の施工能力	企業の実績	2【選択】
	主観点数（工事成績等）	3【選択】
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1
	配置予定技術者等の実績	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1【選択】
	建災防への加入および活動実績	0.5【選択】
	県内営業所の有無 ※1	1.5【選択】
	除雪作業等	1【選択】
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		8.0～ 21.0

(5) 特別簡易型 I 型A(県内)

変更

企業の地域性・社会性における加算点には、最大加算点を採用している。※4

○加算点:10.0～ 17.5 点(技術提案:企業能力等 = 0 点 : 10.0～ 17.5 点)

評価の視点	評価項目	配 点	配点小計		加算点
企業の 施工能力	企業の実績	2	5～6		5～6
	主観点数（工事成績等）	3			
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】			
技術者等の 能力	配置予定技術者等 C P D	1	2～3.5		2～3.5
	配置予定技術者等の実績	1			
	配置予定技術者等の資格 ※ 1	0.5【選択】			
	技能者の資格	1【選択】			
企業の 地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0.5	3.5～8.5	→	最大加算点 ※ 4 3.0～8.0
	主たる営業所の有無 ※ 2	1.5【選択】			
	除雪作業等	1【選択】			
	県内企業の下請活用	2			
	現場見学会の開催	1【選択】			
	県産材の使用	0.5【選択】			
	若手・女性技術者の配置	1			
	その他、独自設定項目 ※ 3	0.5(1.0)【選択】			
計					10.0～ 17.5

※1:舗装工事等の場合に設定する。 ※2:発注機関の工事発注状況に応じて設定する。

※3:発注機関が必要に応じて独自の評価項目として設定できる。内容より配点は 1.0 点にできる。

※4:配点小計から 0.5 点を減じた点を加算点の上限とする。

(例:企業の地域性・社会性項目における配点小計 8.0 点の場合 → 最大加算点 7.5 点)

(6) 特別簡易型 I 型B(県内外混合)

○加算点 9.5 ～ 13.5 点(技術提案:企業能力等 = 0 点:9.5 ～ 13.5 点)

評価の視点	評価項目	配 点
企業の 施工能力	企業の実績	2
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の 能力	配置予定技術者等 C P D	1
	配置予定技術者等の実績	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の地域性・ 社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
計	9.5～13.5	

(7) 特別簡易型Ⅱ型A(県内)

変更

企業の地域性・社会性における加算点には、最大加算点を採用している。※4

○加算点 7.0～ 14.0 点(技術提案:企業能力等 = 0点:7.0～ 14.0 点)

評価の視点	評価項目	配 点	配点小計		加算点
企業の 施工能力	主観点数(工事成績等)	3	3～4		3～4
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】			
技術者等の 能力	配置予定技術者等 C P D	1	1～2.5		1～2.5
	配置予定技術者等の資格 ※ 1	0.5【選択】			
	技能者の資格	1【選択】			
企業の 地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0.5	3.5～8.5	→	最大加算点 ※ 4 3.0～8.0
	主たる営業所の有無 ※ 2	1.5【選択】			
	除雪作業等	1【選択】			
	県内企業の下請活用	2			
	現場見学会の開催	1【選択】			
	県産材の使用	0.5【選択】			
	若手・女性技術者の配置	1			
	その他、独自設定項目 ※ 3	0.5(1.0)【選択】			
計					7.0～14.0

※ 1 : 舗装工事等の場合に設定する。

※ 2 : 発注機関の工事発注状況に応じて設定する。

※ 3 : 発注機関が必要に応じて独自の評価項目として設定できる。内容より配点は 1.0 点にできる。

※ 4 : 配点小計から 0.5 点を減じた点を加算点の上限とする。

(例: 企業の地域性・社会性項目における配点小計 8.0 点の場合 → 最大加算点 7.5 点)

(8) 特別簡易型Ⅱ型B(県内外混合)

○加算点 6.5 ～ 10.5 点 (技術提案:企業能力等 =0点:6.5 ～ 10.5 点)

評価の視点	評価項目	配 点
企業の施工能力	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
計		6.5～10.5

R7 総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

変更

◎：必須の評価項目1（全工事で共通した内容で設定するもの）
○：必須の評価項目2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
△：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ								備考
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型（※5）	簡易型（※5）	特別簡易型Ⅰ型A	特別簡易型Ⅰ型B	特別簡易型Ⅱ型A	特別簡易型Ⅱ型B	
高度な技術提案	-	【総合コスト】 総合的なコストの縮減に関する提案 【性能・機能】 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案 【社会的要請】 社会的要請への対応に関する提案	工事毎に設定 40～50点	○								
技術提案	-	【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案 【目的物の品質】 工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案 【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき提案	4～8点※ (1着目点あたり)	○ 工事毎に個別設定 40～50点	○ 工事毎に3～4着目点を設定 24点	○ 工事毎に1着目点を設定 4点						※WTO標準型については個別設定する
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0			△	△	◎	◎			
	②	主観点数（工事成績等）	3.0			△(A)	△(B)	◎(B)		◎(B)		
	③	情報化施工技術を活用した工事への取組	1.0			△	△	△	△	△	△	
技術者等の能力	④	配置予定技術者等 C P D	1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0			◎	◎	◎	◎			
	⑥	配置予定技術者等の資格	0.5				△	△	△	△	△	
	⑦	技能者の資格	1.0			△	△	△	△	△	△	
企業の地域性・社会性	⑧	防災協定の締結	1.0			△	△		◎		◎	
	⑨	建災防への加入および活動実績	0.5			△	△	◎		◎		
	⑩	県内営業所の有無	3.0			◎	△※		◎※		◎※	※簡易型、特別簡易型は1.5点
	⑪	主たる営業所の有無	1.5					△		△		
	⑫	除雪作業等（※1）	1.0				△	△		△		
	⑬	県内企業の下請活用（※2）	2.0			○	○	○	○	○	○	
	⑭	現場見学会の開催（※3）	1.0			△	△	△	△	△	△	
	⑮	県産材の使用（※4）	0.5			△	△	△	△	△	△	
	⑯	若手・女性技術者の配置	1.0					◎	◎	◎	◎	
	⑰	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※					△		△		※設定内容に応じて1.0点とできる
配 点 合 計				40 ～ 50	40 ～ 50	31.0 ～ 41.0	8.0 ～ 21.0	10.5 ～ 18.0	9.5 ～ 13.5	7.5 ～ 14.5	6.5 ～ 10.5	
最大加算点 合 計								10.0 ～ 17.5		7.0 ～ 14.0		

※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。

※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。

※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。

※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

※5：地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定（参考）」参照のこと。

4.2 各評価項目と評価方針について

入札参加者から提出される技術提案書類は、滋賀県情報公開条例第6条（2）『公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』に該当することから非公開情報とする。

《用語の定義》

用 語	該当する技術者
配置予定技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者

※ 上記技術者に監理技術者補佐は含まない

4.2.1 高度な技術提案

高度技術提案型	WTO標準型	標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB
○					

工事内容に応じて以下の着目点設定の視点から各着目点の設定を行い、その評価基準や着目点毎の配点についても工事毎に設定する。

○着目点設定の視点

- ・【総合コスト】総合的なコストの縮減に関する提案
- ・【性能・機能】工事目的物の性能、機能の向上に関する提案
- ・【社会的要請】社会的要請への対応に関する提案

4.2.2 技術提案

変更

高度技術提案型	WTO標準型	標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB
	○	○	○		

工事内容に応じて以下の着目点設定の視点から工事毎に着目点設定を行い（同一の視点を複数設定することも可）、その内容を評価した結果に応じて加算点を与える。

○着目点設定の視点

- ・【施 工 管 理】施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案
- ・【目的物の品質】工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案
- ・【施工上の課題】工事施工において配慮すべき事項（施工計画に限定も可）に関する提案

○タイプ別の概要

	WTO標準型	標準型	簡易型
着目点設定数	個別設定	個別設定 (3～4項目)	1項目
配点	40～50点	24点 (6点×4着目点、 8点×3着目点)	4点 (4点×1着目点)
提案可能【対策】数	個別設定	個別設定	2
評価方法	個別設定	個別設定	5段階評価

○標準型および簡易型における5段階評価の場合の評価方法

- ・各着目点に対する、具体的な【対策】の提案数は最大で2つまで可能とする。
- ・各【対策】について「優」「良」「可(採用)」の3段階で評価し、着目点設定数と配点に応じて換算値(優:2、良:1、可:0)を設定し、その換算値に基づき、評価点を評価項目(着目点)毎に加算する。

●技術提案<評価項目における加算点の内訳>

技術提案の各【対策】の評価	評価点(例)	
「優」2つ	4.0	6.0
「優」1つ「良」1つ	3.0	4.5
「優」1つ、または「良」2つ	2.0	3.0
「良」1つ	1.0	1.5
「優」「良」共になし	0	0

○技術提案に対する評価方針

- ・技術提案では、施工管理(工程管理・品質管理・出来形管理)方法や工事の進め方(仮設を含めた施工方法)、使用機械など、契約上あくまでも受注者の任意によることに対して求めることを基本とする。したがって、発注者として必要と考えるものは設計に計上し、設計図書(特記仕様書・図面)に明示することを徹底する。着目点設定を行う際に過剰な提案を求めることとならないよう配慮する。
- ・着目点については、工事難易度チェックシートに基づく工事特性を参考に、漠然とした着目点設定は避け、ポイントを絞った設定を行う。また、着目点設定と併せて、『着目点設定の背景』を明示し、着目点設定の背景および理由が入札参加者に伝わるよう配慮する。
- ・各発注機関において、技術提案書の受付担当と評価担当を分けるなど、評価に関して公平性・公正性の確保に努める。
- ・入札参加者から提案された技術提案は全て「知的財産」として、その取扱いについては他者に漏れることのないよう、適切に管理を行う。
- ・不採用の【対策】については、入札前に参加者に対して通知を行う。オーバースペック、設計仕様の変更、過剰な提案、法令手続きや関係機関調整の見通しがはっきりしない内容等については、不採用として整理する。(詳細については、入札説明書に明記する。)
- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。また、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も同様とする。ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分(必要最小限)の技術を組み合わせた【対策】はこの限りではない。
- ・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行うべき提案、企業の施工能力における評価項目で「i-Construction への取組み」を設定している場合の同じ内容の提案などについては、加算点評価は行わない。
- ・不採用とした【対策】を除いて、すべての技術提案内容(【対策】)は契約条件とし、施工時、完了時に履行確認を行うとともに、不履行については、工事成績評価において減点措置を行う。
- ・より適切な評価を行うため、技術提案内容に関して、配置予定技術者に対してヒアリングを実施することができる。

・その他、必要な事項については、入札説明書に詳細に記載を行うこととし、適切な運用に努める。

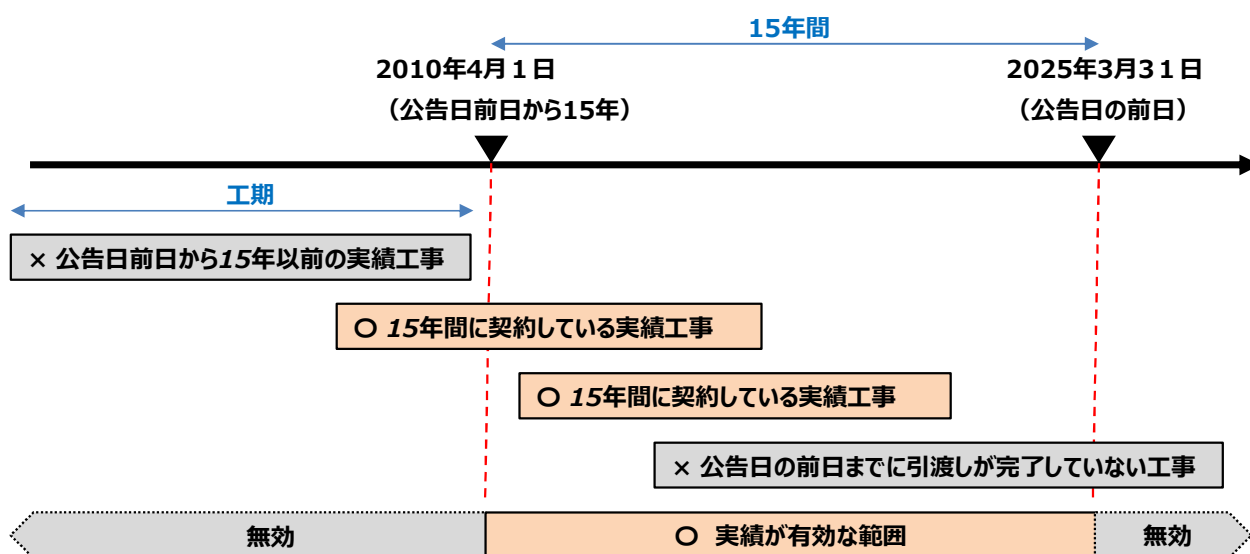
4. 2. 3 企業の施工能力

① 企業の実績

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	◎	◎		

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間にその企業が契約した実績工事の「工事成績評価」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



ただし、工事成績評価を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評価通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合は、「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。

「企業の実績」として求める 実績工事	発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定 する。（入札参加要件と同等とすることも可）
-----------------------	--

● 企業の実績

区 分（企業の施工実績における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評価「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評価「60 点以上、75 点未満」	0.5
	工事成績評価「75 点以上、80 点未満」	1.0
	工事成績評価「80 点以上、85 点未満」	1.5
	工事成績評価「85 点以上」	2.0

（※1）・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会

- ・農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
- ※ 上記地方機関を含む。
- ※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。
- ※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

② 主観点数

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△(A)	△(B)	◎(B)		◎(B)	

＜「標準型」の場合＞

工事成績、表彰歴等について、令和7年度建設工事等入札参加有資格者名簿に基づく該当業種の主観点数のうち、技術力を示す「工事成績（工事成績、表彰歴、VE 提案）」の部分の合計点により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（工事成績等）

区分（A）：主観点数（工事成績等） (A) = 工事成績 + 表彰歴 + VE 提案	評価点
25 点未満	0
25 点以上 40 点未満	0.5
40 点以上 55 点未満	1.0
55 点以上 70 点未満	1.5
70 点以上 85 点未満	2.0
85 点以上 100 点未満	2.5
100 点以上	3.0

＜「簡易型」、「特別簡易型Ⅰ型A」、「特別簡易型Ⅱ型A」の場合＞

主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）について、令和7年度建設工事等入札参加有資格者名簿に基づく該当業種の主観点数から「除雪作業等の受託実績」を除いた合計点により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）

区分（B）：主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く） (B) = 主観点数 - 除雪作業等の受託実績	評価点
110 点未満	0
110 点以上 130 点未満	0.5
130 点以上 150 点未満	1.0
150 点以上 170 点未満	1.5
170 点以上 190 点未満	2.0
190 点以上 210 点未満	2.5
210 点以上	3.0

③ 情報化施工技術を活用した工事への取組

変更

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	△	△	△	△

建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「情報化施工技術を活用した工事への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

評価対象工種は、土工（掘削、盛土）、ほ場整備工（基盤造成、表土整地にかかる工事）および舗装工（路盤工の施工を含む工事）、地盤改良工とする。

なお、情報化技術を活用する場合の費用については、「情報化施工技術の活用ガイドライン農林水産省農村振興局整備部設計課」（積算着手時適用版）による。

<土工の場合>

情報化施工技術活用工事（受注者希望型）の土工（1件の工事における扱い土量の合計が 1,000m³ 以上）に適用し、情報化施工技術活用工事（発注者指定型）には適用しない。土工量は、土地改良工事標準積算基準における掘削、床掘、盛土を対象とし、工事全体での合計量とする。

区 分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
簡易型 ICT 活用工事 ※2	0.5
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 簡易型 ICT 活用工事：下記の②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
- ④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

<ほ場整備工事の場合>

情報化施工技術活用工事（受注者希望型）のほ場整備工（1件の工事における施工面積が 1.0ha 以上）に適用し、情報化施工技術活用工事（発注者指定型）には適用しない。工種は、土地改良工事標準積算基準における表土扱い、基盤造成、表土整地を対象とする。

区 分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
簡易型 ICT 活用工事 ※2	0.5
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 簡易型 ICT 活用工事：下記の②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
- ④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

<舗装工事の場合>

舗装工（路盤工の施工を含む工事）施工面積 3,000 m²以上の工事における情報化施工技術を活用

した工事への取組を評価する。情報化施工技術活用工事(受注者希望型)に適用し、情報化施工技術活用工事(発注者指定型)には適用しない。

区 分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事
【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
- ④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

<地盤改良工の場合>

情報化施工技術活用工事(受注者希望型)の地盤改良工(表層安定処理等、中層混合処理、スラリー一撈拌工)に適用し、情報化施工技術活用工事(発注者指定型)には適用しない。

区 分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事
【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
- ④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

4. 2. 4 技術者等の施工能力

技術者等の施工能力では、配置予定技術者等の CPD や施工実績、工事成績、資格保有を評価項目とし、発注工事業種に適應した技術者を評価する。なお、配置予定技術者等は、発注工事業種に適應した監理技術者等の要件を満たしている者に限り、かつ途中交代は原則認めない。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「④配置予定技術者等CPD」、「⑤配置予定技術者等の実績」、「⑥配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

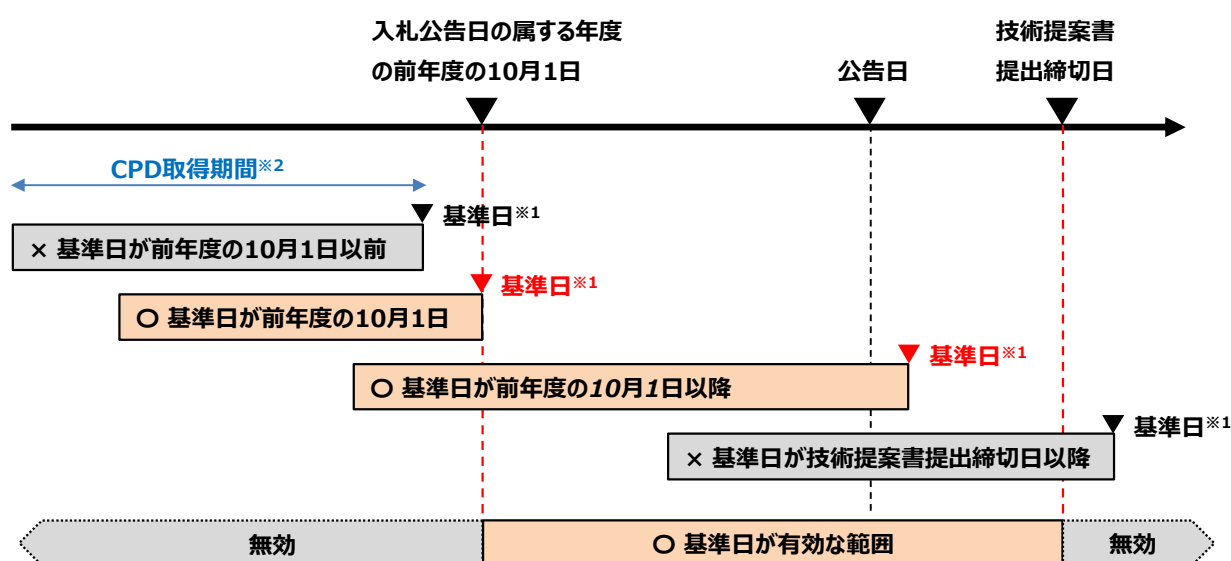
④ 配置予定技術者等CPD

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
○	○	○	○		

配置予定技術者等に係る継続教育(CPD)の取り組みを評価する。

評価は、基準日(申請するCPD取得期間の最終日)が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

●配置予定技術者等CPD

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位以上の 証明なし	0
各団体の評価対象単位以上の 証明あり(必要な水準)	1.0

団体名	評価対象単位	評価点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準 20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技術士会、農業農村工学会、土木学会、都市計画学会など)	必要な水準 30単位／年 90単位／3年	1.0点
建築 CPD 運営会議加入団体	必要な水準 6単位／年	1.0点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

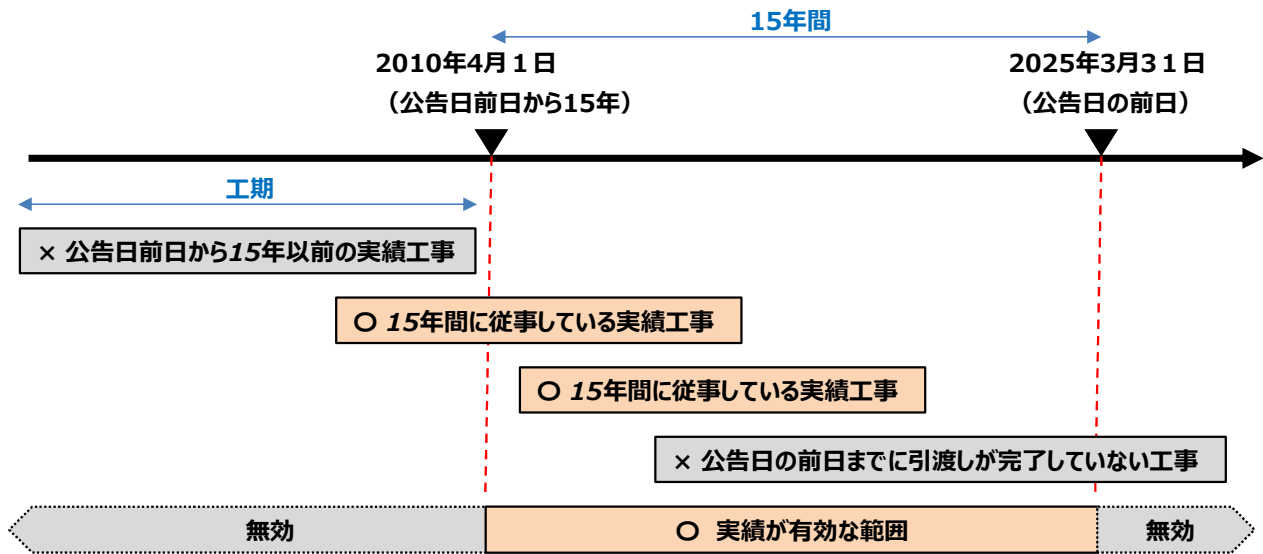
⑤ 配置予定技術者等の実績

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
	△	△	△	△	△

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間に、今回の工事の配置予定技術者等がその実績工事に「監理技術者、主任技術者または現場代理人として従事した「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与

える。また、実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



現場代理人として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していなければならない。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事とする。（工事成績評定通知対象工事に限る。）

実績は工事実績情報システム（CORINS）により求める実績の内容が確認できるものに限り、且つ、工期のすべてに従事していた場合に評価する。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合を評価対象とする。

なお、評価の対象とするのは、申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績	発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。原則「①企業の実績」において設定する実績工事と同様とする。
-----------------------	---

●配置予定技術者等の実績

区 分（配置予定技術者等の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60 点以上、75 点未満」	0.3
	工事成績評定「75 点以上、80 点未満」	0.5
	工事成績評定「80 点以上、85 点未満」	0.7
	工事成績評定「85 点以上」	1.0

- （※1） ・ 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・ 農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局
 - ・ 近畿農政局および近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - ・ 近畿農政局および近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

⑥ 配置予定技術者等の資格

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
	△	△	△	△	△

配置予定技術者等の資格の有無に応じて評価を行い、以下の加算点を与える。評価項目の設定方針等は以下のとおりとする。

○原則、「法面処理工事」「舗装工事」「橋梁修繕工事（上部工）」「橋梁耐震補強工事」に設定する。

○品質確保の観点から有効と判断できる資格については、工事内容を勘案し、適宜設定する。

○評価対象に設定する資格は、事前に総合評価審査委員会審査部会（地方審査委員会を含む）に諮り、入札公告時に発注者が設定する。

○工事毎の評価対象資格一覧

工 事	資 格 名	資格認定団体等
法面処理工事 アンカー工事	地すべり防止工事士	(社)斜面防災対策技術協会
	グラウンドアンカー施工士	(社)日本アンカー協会
	のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会
舗装工事	舗装施工管理技術者（１級）	(一社)日本道路建設業協会
橋梁修繕工事 （上部工） 橋梁耐震補強工事	国土交通省登録資格※１のうち 施設分野が橋梁（鋼橋）または 橋梁（コンクリート橋）である資格 例）橋梁点検技術者、コンクリート診断士	各資格付与事業者

※１ 公共工事に関する調査および設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録された資格。

令和６年２月時点で、橋梁（鋼橋）６０資格、橋梁（コンクリート橋）６５資格が登録済み。

資格は、国土交通省 HP（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）により確認のこと。

なお、評価対象は、入札公告日時点で上記技術者資格登録簿に登録されている資格に限る。

●配置予定技術者等の資格

区 分（配置予定技術者等の資格）	評価点
配置予定技術者等有資格者で ない	0
配置予定技術者等有資格者で ある	0.5

⑦ 技能者の資格

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	△	△	△	△

現場で実作業に従事する技能者の資格の有無を評価の対象とする。評価方針は以下のとおりとする。

○評価対象資格は、「登録基幹技能者（建設業法施行規則第１８条の３第２項）」「技能士（１級）（職業能力開発促進法第５０条）」などとする。※＜参考・評価対象としての資格・職種一覧＞参照

○発注者が工事の作業内容を勘案し、あらかじめ入札公告時に評価対象とする資格および職種を設定する。ただし、極端に作業量が少ない場合は評価対象として設定しない。なお、建築工事における「滋賀県営繕工事技能士現場常駐制度」の対象となる作業は、設定対象外とする。

○評価対象となる技能者は、当該作業において常駐の上、その者が中心に作業を行うことを条件とする

ことを入札説明書・特記仕様書にも明記することとし、元請け・下請けを問わない。

○有資格者の従事予定ありの場合は、書面で従事を確約する。（技術提案書の提出時点では従事者の氏名は不要）

○契約後、施工計画書において従事者の氏名を明示することとし、工事中に現場にて確認を行う。その際、従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

○評価対象となる資格が複数設定されている場合は、いずれかの資格を有していれば、評価の対象とする。

●技能者の資格

区 分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事 なし	0
「技能士（１級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事 あり	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	1.0

＜参考・評価対象としての資格・職種一覧＞

（１）登録基幹技能者

No.	登録基幹技能者の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類
1	電気工事	電気、電気通信
2	橋梁	鋼構造物、とび・土工
3	造園	造園
4	コンクリート圧送	とび・土工
5	防水	防水
6	トンネル	土木、とび・土工
7	建設塗装	塗装
8	左官	左官
9	機械土工	土木、とび・土工
10	海上起重	土木、しゅんせつ
11	P C	土木、とび・土工、鉄筋
12	鉄筋	鉄筋
13	圧接	鉄筋
14	型枠	大工
15	配管	管
16	鳶・土工	とび・土工
17	切断穿孔	とび・土工
18	内装仕上	内装仕上
19	サッシ・カーテンウォール	建具
20	エクステリア	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
21	建築板金	板金、屋根
22	外壁仕上	塗装、左官、防水
23	ダクト	管
24	保温保冷	熱絶縁
25	グラウト	とび・土工
26	冷凍空調	管
27	運動施設	土木、とび・土工、ほ装、造園
28	基礎工	とび・土工
29	タイル張り	タイル・れんが・ブロック
30	標識・路面標示	とび・土工、塗装
31	消火設備	消防施設

3 2	建築大工	大工
3 3	硝子工事	ガラス
3 4	A L C	タイル・れんが・ブロック
3 5	土工	土工、とび・土工
3 6	ウレタン断熱	熱絶縁
3 7	発破・破砕	とび・土工
3 8	建築測量	大工
3 9	解体	解体
4 0	圧入工	とび・土工
4 1	送電線工事	とび・土工、電気
4 2	さく井	さく井
4 3	あと施工アンカー	とび・土工
4 4	計装	電気、管、機械器具設置、電気通信

(2) 技能士 (1 級)

No.	技能士資格の職種	具体的な作業内容
1	造園	造園工事作業
2	さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
3	建築板金	内外装板金作業、ダクト板金作業
4	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
5	石材施工	石積み作業 石張り作業 石材加工作業
6	建築大工	大工工事作業
7	枠組壁建築 (※単一等級)	枠組壁工事作業
8	かわらぶき	かわらぶき作業
9	とび	とび作業
1 0	左官	左官作業
1 1	れんが積み (※単一等級)	れんが積み作業
1 2	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
1 3	タイル張り	タイル張り作業
1 4	配管	建築配管作業 プラント配管作業
1 5	浴槽設備施工 (※単一等級)	浴槽設備施工作業
1 6	型枠施工	型枠工事作業
1 7	鉄筋施工	鉄筋組立て作業 鉄筋施工図作成作業
1 8	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
1 9	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ゴムシート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 塗膜防水工事作業 モルタル防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
2 0	樹脂接着剤注入施工 (※単一等級含む)	樹脂接着剤注入工事作業
2 1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ作業

		カーペット床仕上げ作業 カーテン工事作業 化粧フィルム工事作業
2 2	スレート施工	石綿スレート工事作業
2 3	熱絶縁施工	保温保冷工事作業、熱絶縁工事作業
2 4	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
2 5	サッシ施工	ビル用サッシ施工
2 6	自動ドア施工	自動ドア施工
2 7	バルコニー施工（※単一等級）	金属製バルコニー工事作業
2 8	ガラス施工	ガラス工事作業
2 9	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
3 0	塗装	鋼橋塗装作業 金属塗装作業 建築塗装作業 噴霧塗装作業
3 1	エーエルシーパネル施工（※単一等級）	エーエルシーパネル工事作業
3 2	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカース工事作業 加熱ペイントマシンマーカース工事作業

※技能士資格については、上記以外も含め、工事内容から適切な資格職種を選定すること。

（３）その他の技能資格

No.	資格の名称	具体的な作業内容	備 考
1	のり面ノズルマン	現場吹付法枠工事作業	(一社)全国特定法面保護協会

※その他の技能資格については上記も含め、工事内容から適切な資格を選定すること。

4. 2. 5 企業の地域性・社会性

⑧ 防災協定の締結

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△		◎		◎

当該工事の入札公告日の属する年度において国や県との防災協定（※１）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。

●防災協定の締結

区 分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

（※１）近畿農政局、近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している防災協定（防災に関する覚書き等）を評価の対象とする。

⑨ 建災防への加入および活動実績

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	○		○	

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において建設業労働災害防止協会（建災防）への加入の有無、更に建災防への加入が「あり」の場合は建災防で実施される活動に対する実績（※）の有無に応じての評価点を加算点として与える。

●建災防への加入および活動実績

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

※評価対象とする「建災防で実施される活動実績」は以下のとおりとする。

1. 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
2. （滋賀県）建設業安全衛生大会への参加

⑩ 県内営業所の有無

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△		○		○

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。

●県内営業所の有無

区 分（県内営業所の有無）	評価点	
	標準型	簡易型 特別簡易型Ⅰ型B 特別簡易型Ⅱ型B
営業所が滋賀県内にない。	0	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	1.0	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	3.0	1.5

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種の許可を有する場合に、加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所か否かは問わない。

例）法面処理工事（対応許可業種は「とび・土工・コンクリート工事」）の場合、「その他の営業所」が「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有していれば加算点評価する。

⑪ 主たる営業所の有無

変更

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
		△		△	

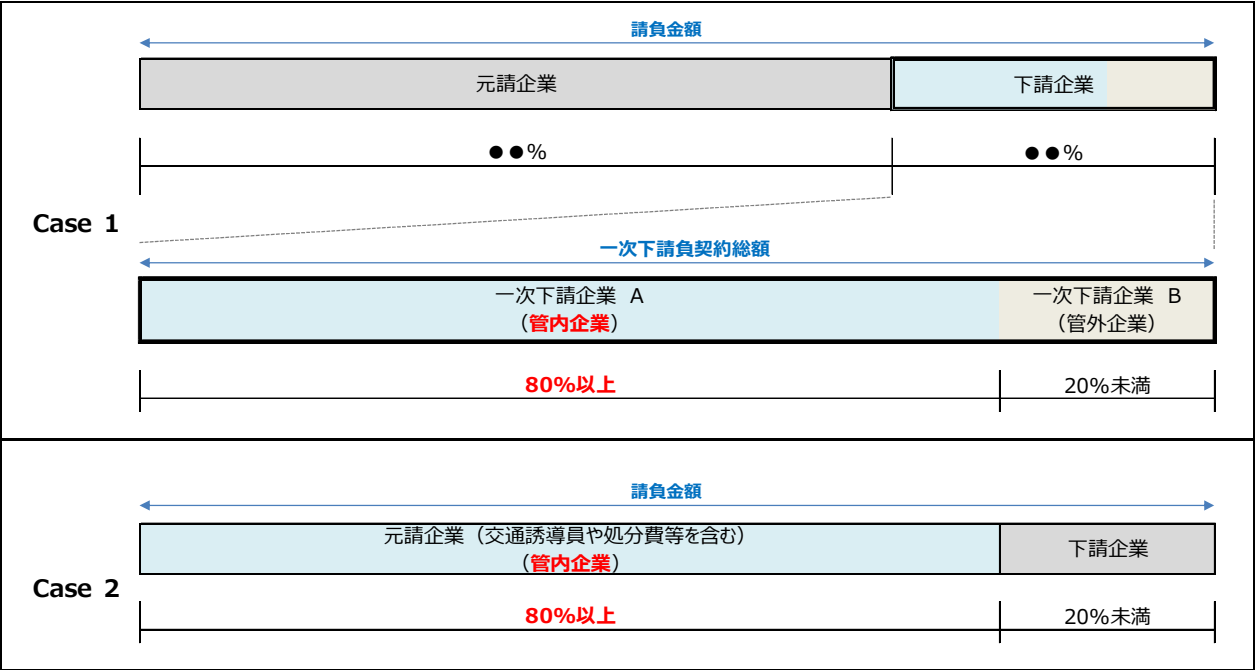
入札公告日における下請企業を含めた「主たる営業所（本社・本店）」の所在地について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。本評価項目は、地域の建設産業の活性化および地域に貢献し、

地域を支える建設産業の担い手の確保・育成を図るため、発注機関の工事発注状況に応じて設定する。
なお、「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいい、下請企業に関しては、次の条件を満たす場合とする。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、発注土木事務所管内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、発注土木事務所管内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

●主たる営業所の有無

区 分（主たる営業所の有無）		評価点
「主たる営業所（本社・本店）」が 発注土木事務所の 管外	管内企業の下請活用 なし	0
	管内企業の下請活用 あり（上記（条件）の実施）	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が 発注土木事務所の 管内	管内企業の下請活用 なし	1.0
	管内企業の下請活用 あり（上記（条件）の実施）	1.5

※長浜土木事務所管内は、木之本支所管内と旧長浜土木管内を区分する。

⑫ 除雪作業等

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
	△	△		△	

除雪・凍結防止剤散布作業（以下、「除雪作業等」という。）の契約実績の有無に応じて下表の評価点を加算点として与える。なお、県との契約実績には、「滋賀県道路公社」との契約実績を含め、複数の契約実績がある場合は、最も評価の高い契約の相手方1者の契約実績を評価する。

各発注機関における除雪作業等の状況に応じて、以下のいずれかを設定する。ただし、土木事務所毎の管内事情に応じて＜継続実績を考慮しない場合＞を採用できる。なお、当該評価項目は入札参加業種が、「土木一式工事」と「舗装工事」の場合に設定する。

＜継続実績を考慮しない場合＞

公告日の属する年度の直近3ヶ年度のうち、いずれかの年度（1年間）における滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とする。

●除雪作業等（継続実績を考慮しない場合）

区 分（除雪作業等の契約実績の有無）	評価点
除雪作業等の契約実績なし	0
国との除雪作業等の契約実績あり	0.5
県または市町との除雪作業等の契約実績あり	1.0

＜継続実績を考慮する場合＞

公告日の属する年度の直近3ヶ年度のうち、いずれかの年度（1年間）における滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とする。さらに県または市町との契約実績の場合は、前述の直近3ヶ年度における除雪作業等の継続実績を評価の対象とする。この3ヶ年度全ての実績がある場合は、1.0点の評価点を加算点として与える。

●除雪作業等（継続実績を考慮する場合）

区 分（除雪作業等の実績の有無）		評価点
除雪作業等の契約実績なし		0
国との除雪作業等の契約実績あり		0.3
県または市町との除雪作業等の契約実績あり	継続実績 なし	0.5
	継続実績 あり	1.0

⑬ 県内企業の下請活用

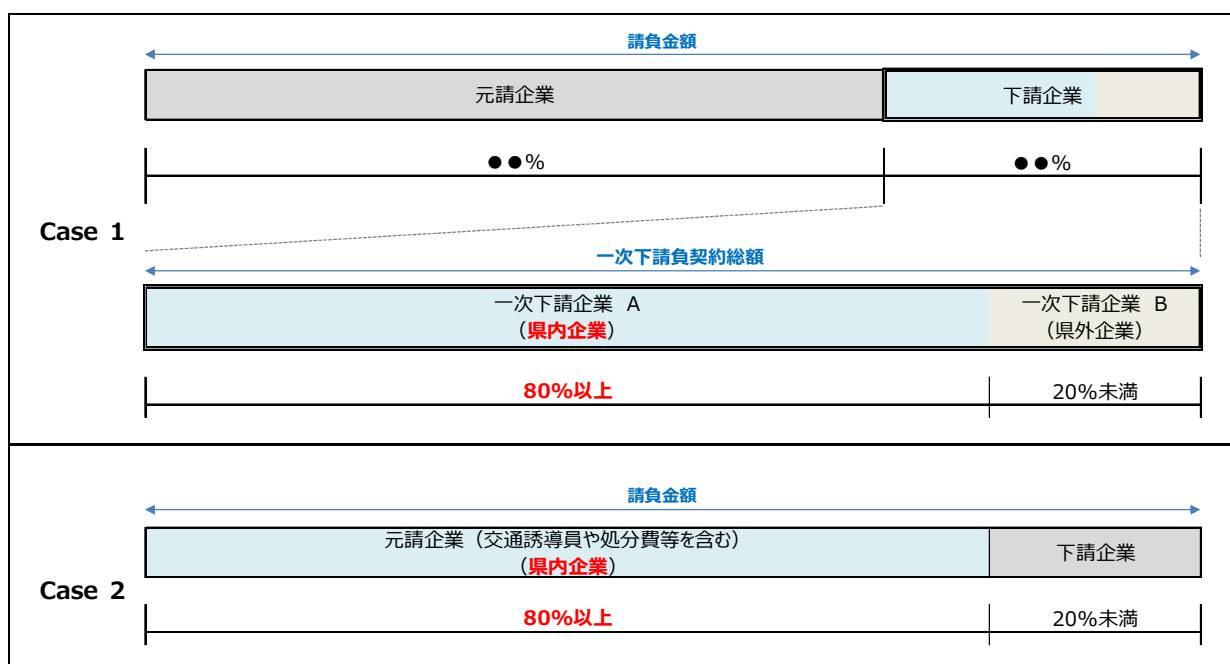
標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
○	○	○	○	○	○

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成のため、発注工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。次の条件を満たす場合、下表の評価点を加算点として与える。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が 80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の 80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

なお、特殊橋梁の架設工事やグラウンドアンカー・ロックボルトを主とする法面処理工事等の特殊工事において、県内に下請負できる企業が存在しないなど上記条件を明らかに満足できない工事については、本評価項目は設定しない。工事の特殊性を適切に判断し設定する。

●県内企業の下請活用

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし（上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり（ 〃 ）	2.0

⑭ 現場見学会の開催

変更

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	△	△	△	△

建設産業の魅力発信のため、現場環境改善費を計上している工事において、建設産業のイメージアップに寄与する「現場見学会」を開催する場合、また「現場見学会」の様子を広報・PR活動で発信する場合に下表のとおり評価点を加算点として与える。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）を原則とするが、通信状況等によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。

履行確認の方法は、工事着手時に、施工計画書に現場見学会の概要、広報・PR活動内容を記載した上で、見学会用の資料の確認を経て、現場見学会を開催することとする。さらに、広報・PR活動に関しては、活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。

なお、「開催あり」と評価した場合において、受注者の責めに帰すべき事由により現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

●現場見学会の開催

区 分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の 開催なし		0
現場見学会の 開催あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

⑮ 県産材の使用

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
△	△	△	△	△	△

発注者が指定する資材のうち、県産材（滋賀県内の事業所（工場）で納入時の姿に製造された工事用資材）を一品目以上で、設計数量の80%以上を使用する場合に評価を行い、下表のとおり評価点を加算点として与える。また、契約後に使用を証明する書類（伝票、納品証明書等）の提出を求め、履行を確認する。

当該項目については、県内製造業の活性化を目的とするところが大きいと、極端に使用数量が少ない場合を除き、積極的に評価対象項目として設定する。ただし、生コンクリートやアスファルトコンクリート、砕石等の県産材がほぼ100%使用される材料や仕様書において県産材の使用が規定されている資材については、原則として評価の対象資材に設定しない。

●県産材の使用

区 分（県産材の使用）	評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 あり	0.5

⑯ 若手・女性技術者の配置

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
		○	○	○	○

建設産業において、若手や女性の技術者の長期的な確保や育成が喫緊の課題であることから、当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、「若手（入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下）」もしくは「女性」の技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、途中交代は原則認めない。

専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に技術者の特定は求めない。なお、当該工事現場のみ従事することとし、他の工事の兼務は認めない。また、下請人の技術者は評価の対象外とする。

監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限定する。な

お、技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、複数名申請できることとするが、当評価項目において申請する管理技術者等と、「⑥配置予定技術者等CPD」、「⑦配置予定技術者等の実績」、「⑧配置予定技術者等の資格」において申請する監理技術者等に相違があれば、入札を「無効」とする。

当評価項目において配置するとして申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

●若手・女性技術者の配置

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者または女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者または女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者または女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」（※1）を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」または「女性」且つ、下記の①または②に該当する技術者とする。なお、対象とするのは、申請企業における表彰実績のみとする。

①公告日の属する年度を含めて直近3ヶ年度における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者。

なお、公告日の属する年度の被表彰者は、表彰日以降に入札公告のあった工事から評価の対象とする。表彰決定の通知日は表彰日とはしない。

②「①以前の滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の被表彰者」且つ、滋賀県等（※2）が発注し、公告日の属する年度の直近3ヶ年度に完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。

ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外。

※2 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

⑪ その他、発注機関による独自設定項目

変更

標準型	簡易型	特簡ⅠA	特簡ⅠB	特簡ⅡA	特簡ⅡB
		△		△	

各発注者で、その発注管内の地域性等を考慮した独自の評価項目設定を可能とし、評価する場合に0.5点または1.0点を加算点として与える。なお、この項目を設定する場合は、入札公告前に、その内容および配点について、総合評価審査委員会審査部会に諮ることとする。

設定にあたっての方針は以下のとおり。

○特定の入札参加者が、著しく有利に働くような評価項目の設定は避ける。

○他の評価項目における配点の上乗せは原則として認めない。ただし、「⑬除雪作業等」において、除雪作業等の継続実績評価を行う場合に限り、各発注機関の判断により本項目の0.5点を上乗せすることは可能とする。

○設定内容に応じて配点を1.0点に引き上げできる

○設定事例

- ・監理技術者等に「技術士」の資格を有する者を配置
- ・企業における滋賀県被災建築物応急危険度判定士の資格保有者(2名以上)の雇用
- ・難工事指定された工事の施工実績
- ・特殊工種に対応できる重機の保有

●その他、発注機関による独自設定項目

区 分 (その他、発注者による独自設定項目)	評価点
設定項目に対して 評価できない場合	0
設定項目に対して 評価できる場合	0.5(1.0)

5. 評価項目設定(参考)【標準型】【簡易型】

新規

標準型および簡易型について、評価項目設定を示す。各評価項目は発注機関において工事毎に必要な評価項目を設定する。

◎：必須の評価項目 1（全工事で共通した内容で設定するもの）
 ○：必須の評価項目 2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価項目設定

評価の視点	番号	評価項目	配点	標準型	入札参加資格 (地域要件)		簡易型	入札参加資格 (地域要件)	
					県内	県内外混合		県内	県内外混合
技術提案	-	【施工管理】 【目的物の品質】 【施工上の課題】	4～8点 (1着目点あたり)	○ 工事毎に 3～4着目点 を設定 24点	○ 工事毎に 3～4着目点 を設定 24点	○ 工事毎に 3～4着目点 を設定 24点	○ 工事毎に 1着目点を 設定 4点	○ 工事毎に 1着目点を 設定 4点	○ 工事毎に 1着目点を 設定 4点
企業の 施工能力	①	企業の実績	2.0	△		◎	△		◎
	②	主観点数（工事成績等）	3.0	△(A)	◎(A)		△(B)	◎(B)	
	③	情報化施工技術を活用した工事への取組	1.0	△	△	△	△	△	△
技術者等の 能力	④	配置予定技術者等 C P D	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑥	配置予定技術者等の資格	0.5				△		△
	⑦	技能者の資格	1.0	△	△	△	△	△	△
企業の地域 性・社会性	⑧	防災協定の締結	1.0	△		◎	△		◎
	⑩	建災防への加入および活動実績	0.5	△	◎		△	◎	
	⑪	県内営業所の有無	3.0	◎	◎（※5）	◎	△（※6）		◎（※6）
	⑬	除雪作業等（※1）	1.0				△		
	⑭	県内企業の下請活用（※2）	2.0	○	○	○	○	○	○
	⑮	現場見学会の開催（※3）	1.0	△	△	△	△	△	△
	⑯	県産材の使用（※4）	0.5	△	△	△	△	△	△
配 点 合 計				31.0～ 41.0	34.5～ 38.0	34.0～ 37.5	8.0～ 21.0	11.5～ 15.0	12.5～ 16.5

※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。

※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。

※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。

※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

※5：入札参加資格が県内業者のみの工事においても配点の均衡を図るため設定する。

※6：簡易型は1.5点とする。